

募 集 要 項

岩出市が行う自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項、募集公告、仕様書をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 目 的

一般競争入札により、設置事業者を選定することにより、市の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性とサービスの向上を図ることを目的とします。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者が応募することができます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（「岩出市行政財産の貸付けに関する要綱」（以下「要綱」という。）第6条に規定する参加資格者をいう。以下同じ。）又は設置事業者としての決定を取り消します。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- （2）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- （3）「岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱」（平成22年岩出市告示第172号）別表の措置要件に該当する者でないこと。
- （4）次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過していない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - カ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- （5）「岩出市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」（平成20年岩出市告示第10号）に基づく指名停止及び「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- （6）岩出市における市税及び使用料等の滞納がない者であること。
- （7）申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- （8）設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- （9）著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき。

3 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

- （1）提出方法（申込物件ごとにすべての書類が必要です。）

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定事項を記入し、提出先に持参又は郵便で提出してください。（郵送は締め切り日の消印有効。FAX、電子メールによる受付は行いません。）

(2) 申請書類

「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

No.	提出書類	様式	提出
1	申請書	様式1「岩出市行政財産の貸付けに関する要領」	原本 ○
2	委任状	様式2 ※本社以外（支店・営業所等）で本申請や契約を行う場合に必要です。	原本 △
3	使用印鑑届	様式3 ※本社で申請する場合に必要です。 ※様式2の委任状を提出する場合は不要。	原本 △
4	商業登記簿又は身分証明書	申請日から3箇月以内に発行したものに 限ります。 ※申請者が法人の場合は商業登記簿、個人の場合は身分証明書	写し可 ○
5	印鑑証明書	申請日から3箇月以内に発行したものに 限ります。	写し可 ○
6	未納のない証明書 (岩出市税のみ)	申請日から3箇月以内に発行したものに 限ります。 ※岩出市で課税が無ければ不要です。	写し可 △
7	営業許可証・登録証明書・認定書等	官公署発行	写し可 △
8	取扱商品一覧表	任意様式	写し可 ○
9	誓約書	様式4 ※契約権限等の委任がある場合も、受任者ではなく、代表者の印鑑にて提出ください。	原本 ○

(3) 応募申込にあたっての留意事項

ア 下記の項目に該当するものは、受付できません。

(ア) 提出書類に不備のある場合

(イ) 提出書類を指定方法以外で提出した場合

(ウ) 受付期間を経過した場合

(エ) 代表者が同一である法人が重複して申請された場合

(ただし、事業協同組合で申請する場合を除く。)

(オ) 資格審査申請において虚偽の申請を行ったなどの理由により失格となった者が、失格となつてから3年以上経過していない場合

イ 申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

ウ 入札参加者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできません。

エ 資格の確認において、問い合わせや参考資料の提出を求めることがありますので、あらかじめ

ご了解ください。そのため、本申請の事務担当者欄には責任を持って対応できる方をご記入ください。申請書類に関し、虚偽の申請や重要な事項について記載がない等、不備のある場合は、失格となることがあります。

オ 申請書類等について、受理・不受理に関わらず、提出された書類は、一切返却いたしませんのでご了承ください。

カ 提出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出してください。

キ 申請書類に記載された個人情報、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

4 入札

(1) 入札時の注意事項

ア 入札書（様式 6）は、入札者又はその代理人が持参し、入札書に入札する事項を記入して、記名のうえ、所定の時刻までに自ら入札箱に投函してください。（郵送による入札は認めません。）

イ 入札金額は、対象物件の一年間（12 か月）の貸付料（消費税を除く）を記載してください。なお、入札書に記載する金額は、入札公告に記載された最低貸付料を下回らないよう注意してください。

ウ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

エ 代理人により入札するときは、必ず委任状（様式 7）を提出してください。

(2) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 入札書の記載事項が不明なものや識別しがたい又は入札書に記名のないもの

エ 同一事項の入札について 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

オ 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした場合のそのいずれもの入札

カ 金額を訂正した入札書による入札

キ 最低貸付料未満の入札

ク 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札

ケ 「岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱」別表に掲げる措置要件に該当している者のした入札

コ 同一入札に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札

ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の 1 者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る 1 者の入札は無効とはならない。

(ア) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

サ その他、入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、本市が設定する最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2人以上ある場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果については、落札者名、落札金額を公表しますので、あらかじめご了承ください。

(4) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

(5) 入札の辞退

ア 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

イ 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(ア) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式8）を本市担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。

(イ) 入札執行日にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

5 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、本市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは「行政財産の貸付けに関する契約書」をご覧ください。なお、電気料については、別途、毎月納入通知書により納付していただきます。

6 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が辞退し、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとします。

7 その他

(1) 設置に伴う事故については、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負います。

(2) 商品等の盗難及び破損については、本市の責めに帰すべきことが明らかな場合を除き、本市はその責めを負いません。

(3) 設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。

(4) 入札及び契約に当たっては、この事項に定めるもののほか、地方自治法、本市の条例、規則等の法令を遵守してください。

様式 1

一般競争入札参加資格申請書

私は、行政財産貸付けに関する応募資格、内容等について事実と相違ないことを誓約し、下記のとおり参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

年 度 令和7年度

件 名 自動販売機の設置事業者の募集

物件番号 _____
(物件番号には、参加を希望する番号を記載してください。)

年 月 日

岩出市長 様

申請者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

事務担当者

TEL

FAX

※申請物件ごとに申請書一式を提出してください。

※申請者欄には、様式2の委任状を提出する場合は、様式2の受任者名を記入してください。

※様式1には押印不要です。

委 任 状

年 月 日

受 任 者（支店長・営業所長等）

受任者使用印鑑

住所又は所在地

商号又は名称

受任者職氏名

私は、上記の者を代理人と定め、行政財産の貸付けに関する下記の委任事項について
権限を委任します。

年 度 令和 7 年度
件 名 自動販売機の設置事業者の募集
物件番号 _____

委任事項

- （１）入札、見積、契約締結、変更及び解除に関する件
- （２）契約履行に関する件
- （３）復代理人選任及び解任の件

岩出市長 様

委任者（本社・本店等）

住所又は所在地

商号又は名称

実印

代表者職氏名

※支店長や営業所長等を当申請者及び契約締結者とする場合に必要です。

※申請物件ごとに提出が必要です。

※落札後に市と契約書を締結するときに使用する印を押印ください。

様式 3

使用印鑑届

岩出市長 様

使用印鑑

下記の事項に関して、右の印鑑を使用します。

- (1) 入札、見積、契約締結、変更及び解除に関する件
- (2) 契約履行に関する件
- (3) 復代理人選任及び解任の件

年 度 令和 7 年度
件 名 自動販売機の設置事業者の募集
物件番号 _____

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

実印

代表者職氏名 _____

※様式 2 を提出する方は、提出不要です。

※申請物件ごとに提出が必要です。

※落札後に市と契約書を締結するときに使用する印を押印ください。

様式 4

誓 約 書

私は、岩出市が岩出市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。なお、これらの事項に反する場合には、岩出市に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。

記

- 一 私は、岩出市の公共工事等を受注するに際して、岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書の 2 に掲げる法人等のいずれにも該当しません。また、将来にわたって暴力団員等を役員等または使用人としません。
- 二 私は、岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書の 2 に掲げる者の該当の有無を確認するため、岩出市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が岩出市から和歌山県岩出警察署長（以下「岩出警察署長」という。）に提供されても異議を申しません。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると岩出市が岩出警察署長から通報を受け、または岩出市の調査により判明した場合は、岩出市が岩出市暴力団排除条例及び岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、岩出市ホームページ等において、その旨を公表されても異議を申しません。
- 五 私の使用する下請人等が、本誓約書一に該当する事業者であると岩出市が岩出警察署長から通報を受け、または岩出市の調査により判明し、岩出市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

岩出市長 様

年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名

・代表者

実印

・代表者の生年月日

年

月

日

— 岩出市暴力団排除条例（抜粋） —

（市の事務及び事業における措置）

第 6 条 市は、公共工事等の市が発注する事業及びその他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）市が実施する入札に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（次号において「暴力団関係者等」という。）を参加させないため措置

（２）市と契約を締結した者に暴力団関係者等と下請の契約を締結させないための措置

（３）前 2 号に掲げるもののほか、暴力団を利用することとならないようにするために必要な措置（市民等に対する支援等）

第 8 条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

— 岩出市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（抜粋） —

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

（１）役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

（２）暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

（３）役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしている法人等

（４）役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

（５）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

（６）役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

（７）排除措置業者を下請負人等としていた場合において、当該下請負人等との契約の解除を求め、これに従わない法人等

（８）暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠った法人等

様式 5

質 問 書

年 月 日

岩出市長 様
(財務課管財係扱い)

住所又は所在地
商号又は名 称

年 度 令和 7 年度
件 名 自動販売機の設置事業者の募集
物件番号

番号	質 問 内 容

事務担当者
T E L
F A X

※複数の物件番号に対する共通の質問の場合は、物件番号欄に複数の番号又は全件と記入してください。

様式 6

入 札 書

金額	千	百	十	万	千	百	十	一	
									円 ／ 年

年 度 令和 7 年度
 件 名 自動販売機の設置事業者の募集
 物件番号 _____

上記の金額にて入札いたします。

年 月 日

岩出市長 様

入札者 住 所

氏 名

代理人 氏 名

※入札当日にご持参ください。

※入札金額は、消費税を除いた 1 年分（12 か月）の金額を記入してください。

※金額の記入は、アラビア数字（算用数字）を使用し、なお、金額の訂正や抹消をすることはできません。

※様式 1 の申請者ご自身で入札される場合は、代理人欄の記入は不要です。

※様式 1 の申請者以外の方が入札される場合は様式 7 号の委任状の提出が必要です。その場合は、入札者欄に、様式 1 の申請者名を記入し、代理人氏名欄には、様式 7 の受任者名を記入してください。

※入札者・代理人ともに押印は不要です。

様式 7

委 任 状

今般都合により (受任者) _____ を代理人と定め、下記
事項について権限を委任します。

年 度 令和 7 年度
件 名 自動販売機の設置事業者の募集
物件番号 _____

1 入札に関する一切の権限

年 月 日

岩出市長 様

委任者 住所又は所在地
 商号又は名 称
 代表者 職氏名

※入札当日に入札書を投函していただける方を委任してください。

※申請物件ごとに提出が必要です。

※様式 1 の申請者以外の方が当日入札する場合に必要となり、委任者は、様式 1 の申請者名を記入してください。

※本委任状の押印は不要です。

様式 8

入 札 辞 退 届

年 月 日

岩出市長 様

住所又は所在地

商号又は名 称

代表者職氏 名

年 度 令和 7 年度
件 名 自動販売機の設置事業者の募集
物件番号

上記について申請をしましたが、により入札を辞退します。

※入札日までに提出してください。